

3 難民認定制度を濫用したと思われる事例

【事例 1】

申請者は、本国において 200X 年 5 月に自己名義旅券を取得し、200Y 年 10 月、A 空港において寄港地上陸許可を受け本邦に入国したが、同許可期限内に出国せず不法残留となった。申請者は、本国において B 党に所属し選挙活動を行っていたところ、対立する C 党の関係者から脅迫や暴行を受けたことから、帰国すれば迫害を受けるおそれがあるとして、入国後 6 年以上が経過した後に、難民認定申請を行った。

調査の結果、申請者は、今回の入国が 2 回目であり、1 回目入国時、申請者が C 党の党员から脅迫や暴行を受けたと述べた後の時期に、他人名義の旅券を使用して不法入国し、不法就労中に当局の摘発を受け、難民認定申請を行うことなく本国に強制送還されていたものであることが判明した。

20ZZ 年 11 月、申請者は、本国の問題は母及び弟が C 党の関係者と交渉し解決してくれたことから帰国したいと述べ、難民認定申請を取下げ、早期帰国を希望したことから、同年 12 月、強制送還された。

【事例 2】

申請者は、200W 年 3 月、A 空港から他人名義旅券を行使して本邦に不法入国し、200X 年 4 月、入管法違反により警察に逮捕され、懲役 1 年 6 月の実刑判決を受けた。200Y 年 6 月、出所後に当局に収容され、同年 7 月に難民認定申請を行った。

申請者は、申請理由を「本国では、テロ組織 B による爆弾テロが頻発し治安情勢が悪化しており、帰国すれば、テロの被害を受けるため」とするものであるが、単に治安が悪いことによって命の危険があるという申立ては、難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しない。また、調査の結果、弟がテロにより死亡したと述べるも、実際には本邦に居住し生存していたことが判明したことから、虚偽の供述を行っていたと認められた上、日本人と偽装結婚していたことも自ら認めた。さらに、今回

の入国の僅か3か月前に入管法違反により執行猶予判決を受け、強制送還されていたことも判明した。

申請者は同年8月難民不認定処分となり、同月、同処分に対する異議申立てを行ったが、20ZZ年10月、異議申立ては「理由なし」の決定となると同時に再び収容したところ、約2週間後に、本国で指名手配されていることなどを理由に再び難民認定申請を行った。

その後、申請者が敬慕する元雇用主から、「今まで指名手配されている話は聞いたことがない。帰国すべきだ。」などと説得されたことをきっかけに申請者は翻意し、20ZZ年11月、難民認定申請を取下げ、同年12月に強制送還された。

【事例3】

申請者は、本国において200X年6月に自己名義旅券を取得し、同年8月、A空港から「短期滞在」（15日）の上陸許可を受け本邦に入国後、本国において反政府団体に所属し活動しており、拘束されたこともあり、現在も逮捕状が発付されていることから、本国に帰国すれば、本国政府に逮捕されるとして、難民認定申請を行った。

調査の結果、申請者は、拘束されたと述べた日以降に、自己名義旅券の発給を受け、その後警察等に逮捕されることもなく本国を出国しているほか、以前に本邦に在留（6年間不法残留後に強制送還歴あり）したことがあり、仕事を見つけるのが容易であるため、本邦に入国したと述べたことなどが判明し、申請者の申立てには信ぴょう性が認められず、難民条約上の難民に該当しないとして「不認定」とされた。

申請者は200Y年12月難民不認定処分となり、同日、同処分に対する異議申立てを行ったが、20ZZ年9月、異議申立ては「理由なし」の決定となったところ、同年10月、再び難民認定申請を行った。

同年12月、申請者は、日系人と婚姻し、「定住者」の在留資格変更許可を受けたことから、2回目の難民認定申請を取下げたが、後日、申請者は再入国許可を取得した上で、本国向け出国していたことが判明した。